



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○商標法施行規則の一部を改正する省令(経済産業省六六)

〔告 示〕

○内閣府設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十三年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件(内閣府・総務一)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十三年度第二・四半期予算使用の状況(内閣)  
平成二十三年度第二・四半期国庫の状況(同)

国家試験

平成二十四年度ITパスポート試験(経済産業省)  
平成二十四年度春期情報処理技術者試験(同)

平成二十四年度測量士試験及び測量士補試験の施行(国土交通省)

六 空 五 四 五 一

〔公 告〕

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

七

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省 令

令

○経済産業省令第六十六号  
商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第一条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年十二月五日  
商標法施行規則の一部を改正する省令  
経済産業大臣 枝野 幸男

別表第一類の項下欄第一号(二十七)中、「壁紙剥離剤」を「剥離剤」に改め、同項下欄第六号中、「けいそう土」を「珪藻土」に改め、同項下欄第十号(二)中、「堆肥」を「堆肥」に改める。

別表第二類の項下欄第八号中、「防錆グリース」を「腐蝕防止剤 防錆グリース 防錆剤」に改める。

別表第三類の項下欄第一号中、「愛玩動物用シャンプー 洗剤 洗いぬか 髪洗い粉」を「愛玩動物用シャンプー 洗剤 洗い粉」に改め、同項下欄第二号中、「香料類」を「香料」に改め、同号(六)を削り、同項下欄第九号中、「塗料用剥離剤」を「塗料用剥離剤」に改め、同号を同項下欄第十一号とし、同項下欄第五号から同項下欄第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項下欄第四号を同項下欄第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 口臭用消臭剤 動物用防臭剤

別表第三類の項下欄第三号(五)中、「ヘアートニック」を「ヘアートニック ヘアトリートメント」に改め、同号(七)を次のように改める。

(七) アイシャドウ あぶらとり紙 身体用防臭剤 脱毛剤 タルカムパウダー ネイルエナメルパウダー マスカラ まゆ墨 毛髪脱色剤

別表第三類の項下欄第三号を同項下欄第四号とし、同項下欄第二号の次に次の一号を加える。

三 薫料

吸香 薫香 線香 におい袋

別表第四類の項下欄第二号(二)中、「あまに油」を「亜麻仁油」に改める。

別表第五類の項下欄第一号(一)中、「鎮痛剤」を削り、同号(三)中、「耳鼻科用剤」を「耳鼻科用剤 鎮痛剤」に改め、同号(七)中、「口中清潔剤 口中清涼剤」を削り、同号(八)中、「甲状腺副甲状腺ホルモン剤」を「甲状腺副甲状腺ホルモン剤」に改め、同号(十七)中、「しゅよう治療用薬剤」を「腫瘍治療用薬剤」に改め、同号(二十一)中、「抗結核剤」を「抗結核剤 抗八

ンセン病剤」に改め、「治らい剤」を削り、同号(三十)中、「蚊取線香」を「蚊取線香 燻蒸剤」に改め、「蒸剤」を削り、「(身体用ものを除く)」を「(身体用及び動物用のものを除く)」に改め、同項下欄第三号中、「医療用腕環」を削り、「衛生マスク」を「衛生マスク 栄養補助用飼料添加物 おむつ おむつカバー」に改め、同項下欄「失禁用おしめ」を「眼帯 サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品」に改め、「脱脂綿」を「脱脂綿 乳幼児用飲料又は食品」に改め、「乳糖」を削る。

別表第六類の項下欄第一号(一)中、「銑鉄」を「銑鉄」に改め、同項下欄第二号(九)を次のように改める。

(九) インジウム カドミウム クロム ゲルマニウム コバルト ジルコニウム タングステン タンタル ニオブ バナジウム ハフニウム ベリリウム マンガン モリブデン